

件名	「次期栃木県教育振興基本計画策定要綱」等について
提案理由等	<p>「栃木県教育振興基本計画 2025—教育ビジョンとちぎ—」の計画期間が令和7（2025）年度で終了となる。これに続く次の栃木県教育振興基本計画の策定作業を行うため、下記の要綱について別紙のとおり定めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「次期栃木県教育振興基本計画策定要綱」</li><li>(2) 「次期栃木県教育振興基本計画懇談会設置要綱」</li></ol>

## 次期栃木県教育振興基本計画策定要綱（案）

### （趣旨）

第1条 本県教育の現状と課題を踏まえ、中長期的展望に立った課題等の解決に向け、必要な施策の基本方向と内容を明らかにすることを目的として、次期栃木県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

### （位置付け）

第2条 基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて定める、本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

### （計画期間）

第3条 基本計画の計画期間は、令和22(2040)年以降に予想される社会の変化等を見据えた上で、令和8(2026)年を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年次とする5か年計画とする。

### （策定体制）

第4条 策定は、次により行う。

- (1) 基本計画は、栃木県教育委員会が定める。
- (2) 栃木県教育委員会事務局内に検討部会を設置する。
- (3) 策定に当たって、広く各界からの意見を聴取するため、次期栃木県教育振興基本計画懇談会を設置する。なお、懇談会設置に必要な事項は別に定める。
- (4) 策定に関する庶務は、栃木県教育委員会事務局教育政策課が行う。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、基本計画策定に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年11月○日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8(2026)年3月31日をもって、その効力を失う。

## 次期栃木県教育振興基本計画懇談会設置要綱（案）

### （趣旨）

第1条 次期栃木県教育振興基本計画策定要綱第4条に基づき、広く各界からの意見を聴取するため、次期栃木県教育振興基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係機関、団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 産業経済界関係者
- (5) 公募委員

### （任期）

第3条 懇談会委員の任期は、任命の日から令和8（2026）年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第4条 懇談会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （懇談会）

第5条 懇談会は、必要に応じて教育長が招集する。

- 2 委員長は、懇談会の議長となる。

### （庶務）

第6条 懇談会の庶務は、栃木県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6（2024）年11月〇日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8（2026）年3月31日をもって、その効力を失う。